

飯山市介護予防・日常生活支援総合事業
基準緩和通所型サービスみゆき 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人みゆき会が設置する基準緩和通所型サービスみゆき（以下「事業所」という。）において実施する飯山市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第一号通所事業（通所型サービス緩和基準型）（以下、「通所型サービス（緩和型）」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援状態等の利用者に対し、適切な通所型サービス（緩和型）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 通所型サービス（緩和型）の提供にあたって、認知機能の低下や閉じこもり予防のため、引きこもりがち利用者や軽度認知症等のリスクのある利用者に、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、心身機能の回復を図り、もって生活機能の維持又は向上をめざすものとする。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 利用者の状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、運動・レクリエーション等を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 通所型サービス（緩和型）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。
 - 6 前5項のほか、「飯山市介護予防・日常生活支援総合事業実施要領第3章通所型サービス（緩和型）事業の指定事業者の人員、設備、及び運営に関する基準（要綱第4条1項関係）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 通所型サービス(緩和型)の提供に当たっては、事業所の従業者によつてのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 基準緩和通所型サービスみゆき
- (2) 所在地 飯山市大字下木島9

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、通所型サービス(緩和型)の実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 従事者 専従1名、兼務1名以上

従事者は、通所型サービス(緩和型)の業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 平日および土曜、日曜、祝日。

なお、1月1日～1月3日は原則休業とするが、利用者の安全確保またはサービス提供上必要と認められる場合には、当該期間においても営業することがある。

- (2) 営業時間 午前8時15分から午後5時15分までとする。

- (3) サービス提供時間 午前9時45分から午後4時までとする。

ただし、利用者の希望や体調、リハビリ内容等に応じて、必要と認めた場合にはサービス提供時間を変更することがある。

(通所型サービス(緩和型)の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、1日1単位 15名とする。

(通所型サービス(緩和型)の内容)

第8条 通所型サービス(緩和型)の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 昼食サービス
- (3) 生活指導（相談・援助等）、レクリエーション
- (4) 機能訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎
- (7) その他

(利用料等)

第9条 通所型サービスAを提供した場合の利用料の額は、「飯山市介護予防・日常生活支援総合事業実施要領第1章サービス事業支給額（要綱第3条、第5条関係）」の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 食事の提供に要する費用については、860円を徴収する。

3 その他費用については、次の費用を徴収する。

日用品費 1日 160円

教養娯楽費 1日 200円

4 おむつ代については、下記の費用を徴収する。

リハビリパンツ S100円 リハビリパンツ M110円

リハビリパンツ L140円 リハビリパンツ LL160円

尿取りパッド60円

5 その他、通所型サービス（緩和型）において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、本人が負担することが適当と認められる費用については、実費を徴収する。

6 前5項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

7 通所型サービス（緩和型）の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名）を受けることとする。

8 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、飯山市全域の区域とする。

(衛生管理等)

- 第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第12条 利用者は通所型サービス（緩和型）の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

- 第13条 通所型サービス（緩和型）の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対するは通所型サービス（緩和型）の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対するは通所型サービス（緩和型）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

- 第15条 通所型サービス（緩和型）の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した通所型サービス（緩和型）に関し、介護保険法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市からの質問若しくは照会に応じ、及び市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を

行うものとする。

- 3 事業所は、提供した通所型サービス（緩和型）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

（虐待防止に関する事項）

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
- （2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- （3）その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

（身体拘束等）

第18条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載し、その説明書に基づいて利用者

又は家族に対して説明を行い、同意を得る。また、解除することを目標に経過観察・検討を行う。

- 2 当施設は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営に関する留意事項)

第19条 施設は、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1か月以内

② 継続研修 年2回

- 2 施設は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、施設の設備及び備品の衛生的な管理に努め、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。
- 3 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、通所型サービス（緩和型）に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人みゆき会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第20条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を飯山市へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に通所型サービス（緩和型）を受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和8年1月1日から施行する。

この規程は、令和8年8月1日から施行する。